

阿波おどりネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 阿波おどりの開催に当たり、幅広く関係団体等の意見を反映するとともに、関係団体等の総合調整及び連携を図ることにより、阿波おどりの経済波及効果の拡大、観光資源としてのさらなる活用並びに次世代への阿波おどりの継承につなげることを目的に、阿波おどりネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 阿波おどりの事業計画、運営、実施等に関して、意見を述べること
- (2) 阿波おどりの実施に関する情報交換及び協力・連携に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、阿波おどり開催に関し必要な意見を述べること

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、次の各号に掲げる団体の代表者、実務者等をもって組織する。

- (1) 行政関係団体
- (2) 阿波おどり関係団体
- (3) 観光・文化関係団体
- (4) 宿泊関係団体
- (5) 商工団体
- (6) まちづくり等に積極的に取り組む団体
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、前項に掲げる者のうちから市長が参画を依頼し、同意が確認できた者とする。

3 委員は、無報酬とする。

(オブザーバー)

第4条 ネットワーク会議は、阿波おどり事業の円滑な遂行を図るため、委員以外の者をオブザーバーとして置くことができる。

(任期)

第5条 委員及びオブザーバーの任期は、参画の同意が確認できた日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員及びオブザーバーが、就任時の団体等の役職を離れた場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議等)

第6条 ネットワーク会議に座長を置き、市長をもって充てる。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

3 会議は、座長が招集し、会議の進行は事務局が行う。ただし、緊急を要する事項又は座長が会議を招集する必要がないと認める事項については、委員に持ち回り回議し、会議に代えることができる。

4 委員がやむを得ない理由により会議を欠席する場合、座長は、当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。

5 座長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第7条 ネットワーク会議の事務局は、徳島市経済部にぎわい交流課に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。